

【ポスター発表】

児童養護施設における自立支援に関する検討

－第三者評価結果から－

○ 中部学院大学短期大学部 氏名 平松喜代江 (6444)

キーワード：児童養護施設、自立支援、第三者評価

1. 研究目的

福祉サービス施設は、支援の質の向上及び施設利用者やその家族へサービスに関する情報を提供することを目的に平成16年から第三者評価事業が取り組まれている。そのなかで社会的養護関係施設においては、平成24年度から3年に1回以上の第三者評価の受審・公表および毎年の自己評価の実施が義務化され、専門的・客観的な評価によって支援の質の向上へつなげる取り組みが進められた。そして、平成26年度をもって第三者評価受審が義務化されてから3年が経過し、すべての社会的養護関係施設の受審が終了した。さらに、平成27年度から福祉サービス第三者評価事業に関する指針の全面改正が行われ、「共通評価基準」が45項目に整理され、「内容評価基準」においても福祉施設の特性を踏まえ改正された。そこで、全国社会福祉協議会がホームページにて公表している平成24年度から平成26年度の評価結果をもとに、社会的養護関係施設で取り組まれている自立支援の現状を分析し、児童養護施設における自立支援とは何かを検討していくことを目的とする。

2. 研究の視点および方法

研究の視点は、児童養護施設における自立支援とは何かについて取り組まれている自立支援を明確にする。

研究の方法は、2015年3月の時点において全国社会福祉協議会がホームページにて公表している社会的養護関係施設第三者評価事業における評価結果のうち、A県内の受審・公表が済んでいる児童養護施設7施設の評価結果を分析の対象とした。そして、改正前の第三者評価の項目における自立支援に関連する大項目「養育・支援－主体性、自律性を尊重した日常生活」「家族への支援」「自立支援計画、記録」の3項目を照らし合わせて、自立支援に関して評価の中で取り上げられている具体的な取り組みを把握する。

3. 倫理的配慮

第三者評価事業は、各施設の取り組みや実践を総括することによって福祉サービスの質の向上を目指すものであるため、本研究においても施設職員を応援することにつながり、子どもたちが安心して社会へ巣立つことができる支援に少しでも役立つことを目的に進め、倫理的な配慮をしていく。

4. 研究結果

第三者評価の大項目3つから把握できた自立支援に関する具体的な取り組みを表1に示す。

表1 自立支援に関する具体的内容

主体性、自律性を尊重した日常生活について	家庭への支援
・子どもの個性を大切にし、日常生活のルール作りや余暇の過ごし方、金銭管理などは子どもたちのニーズに応じて取り組んでいる。 ・1人ひとりに小遣いを渡して、各自欲しいものを小遣いの範囲内で自由に購入している。 ・生活に必要な物品や学用品はすべて個人所有としている。 ・高学年の女兒は衣服など好みのものを購入できるように配慮している。 ・ゲーム機は職員が管理し、使いたい時に使えるようにしている。 ・ユニットごとに毎週子どもミーティングを実施している。 ・施設内に自治会を設置している ・子ども会議でルールや生活の振り返りを行っている。	・学校の行事に親が参加できるように連絡調整を行う。 ・面会や一時帰省も状況に応じて支援している。 ・保護者が子どもの思いを理解できる様支援している。 ・親子が一緒に過ごせる宿泊設備を整え、子どもと家族の関係づくりのための環境を整備している。 ・子どもの家庭復帰に向けて、保護者の就職支援も行っている。 ・児童相談所との連携を密にしている。
	自立支援計画、記録
	・家庭支援専門相談員を中心に、アセスメント・自立支援計画を行っている。 ・入所時に児童相談所からの情報をもとにアセスメントを実施している。 ・子どもの課題を確認し、ケース会議、ケア会議で自立支援計画を策定し、定期的に見直しを行っている。 ・パソコンデータの共有により施設内の情報が共有されている。

自立支援に関する取り組みとして、多くの施設において子どもたちのニーズに合わせて個々に対応している点が評価の中で取り上げられている。「主体性、自律性を尊重した日常生活について」の項目では、子どもの気持ちを配慮し個々のニーズに合わせた支援を進められていることが取り上げられている。「家庭への支援」の項目では、とくに子どもの家庭復帰に向けて「保護者の就職支援」までも取り組んでいた点が取り上げられている。さらに「自立支援計画、記録」の項目では、ケース会議、ケア会議による自立支援計画およびアセスメントの見直しに取り組み、子どもたちの常に変化・成長する姿に対応していることが評価の中で取り上げられている。

5. 考察

現在の児童養護施設は子どもたちの心身の発達や個人の達成課題の状況に関係なく、年齢や進路選択によって退所が決定している。この結果、再び親元で生活を始める子どもや、1人暮らしを強いられる子どもなど退所後の生活において様々な問題を抱えている。そのため18歳で退所した子どもたちのアフターケアは施設職員によって実質的に行われている。また、今回検討した第三者評価結果から評価の中において取り上げられている自立支援の具体的な内容において、子どもたちの好みや要求に配慮して個別に支援方法を変えて取り組んでいることから、対象児の変化に伴って支援内容を工夫している点があげられている。これらを考慮すると、制度として18歳で児童養護施設を退所することなどを含めた年齢による機械的な対応について再検討が必要であろう。